

## 傷病鳥獣保護事業の実施状況について

### Operational Situation on the Rescue of Wounded Birds and Mammals

谷川和美

白井康子

Kazumi TANIGAWA

Yasuko SHIRAI

#### I 緒言 (はじめに)

傷病鳥獣保護事業は、自然界の中で傷ついたり、窓や自動車への衝突などで傷を負った野生鳥獣を保護収容、治療、野生復帰に向けた訓練等を行うもので、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき策定された「基本方針」において、鳥獣保護思想の普及啓発を図る施策の一環と位置づけられている。香川県では、平成15年8月から平成18年1月まで、香川県環境保健研究センターが傷病鳥獣の受付業務を行っていた。受け付けた個体は月～金曜日までの間預かり、金曜日の午後に委託先業者へ引き渡された。

本報告は、平成17年4月から平成18年1月までに保護した傷病鳥獣について種類や数、転帰等についてとりまとめを行い報告するものである。

#### II 方法

平成17年度に保護された傷病鳥獣について「香川県傷病鳥獣保護記録表」の記載をもとに取りまとめを行った。

#### III 結果

##### 1 保護された鳥獣の種類及び数

保護された鳥獣の種類及び数について図1に示す。

平成17年4月以降の10ヵ月間で133件32種148個体を保護した。哺乳類はイタチ4個体、タヌキ2個体、ハクビシン1個体で、残り141個体(95.3%)は鳥類であった。鳥類141個体中ハト類が48個体(34.0%)、スズメが19個体(13.5%)、ツバメが18個体(12.8%)と多くなっているが、特にハト類が顕著で全個体数の1/3を占めている。148個体中、88個体(59.5%)が幼鳥・幼獣で、60個体(40.5%)が成鳥・成獣であった。

保護個体の内レッドデータブックにおいて希少野生生物に指定されている個体を表1に示す。

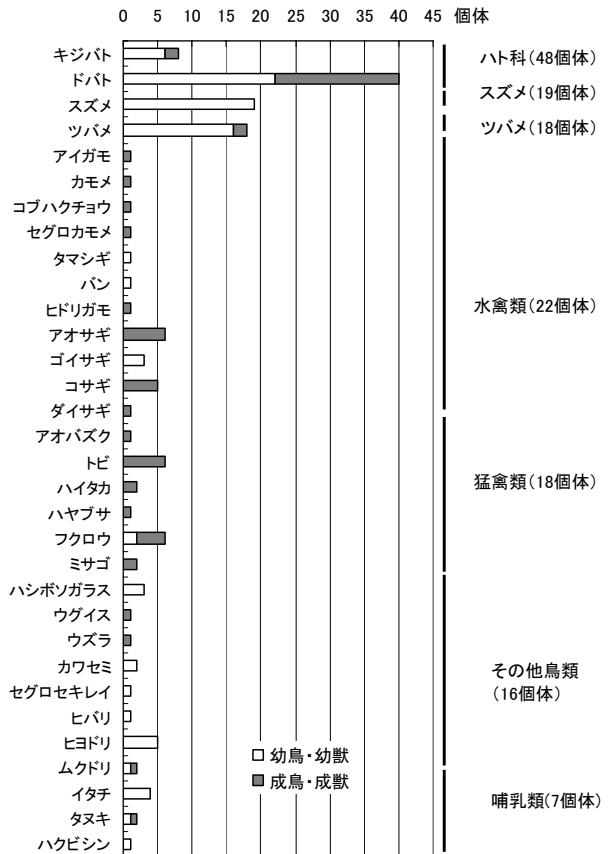


図1 保護個体の種類及び数

表1 希少種に指定されている個体

レッドデータブックにおける位置づけ	
ハヤブサ 1 個体	国と県で絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
タマシギ 1 個体	県のみで絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
ハイタカ 2 個体	国と県で準絶滅危惧 (NT)
ミサゴ 2 個体	国と県で準絶滅危惧 (NT)
アオバズク 1 個体	県のみで準絶滅危惧 (NT)
ウズラ 1 個体	国と県で情報不足 (DD)

平成17年度の冬は、コウノトリやナベヅル、アカツクシガモなどの希少種が香川に渡来した。この内アカツクシガモは右脚を開放骨折しており保護の依頼が

あったが、捕獲できるほどは弱っていなかったため、保護しなかった。その後右脚は自然に落ちて、春には無事飛び立つ姿が確認された。

## 2 保護個体数の経月変化

保護個体数の経月変化について図2に示す。

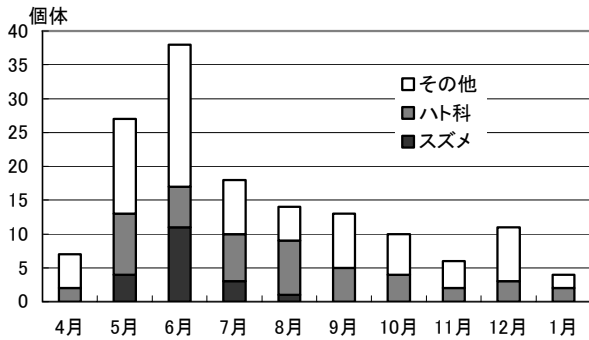


図2 保護個体数の経月変化

17年度の保護個体数は例年通り、子育ての時期である5月～7月に集中した。この期間だけで84個体が保護されたが、このうち63個体(75.9%)が幼鳥であった。

幼鳥の保護は主に8月頃までであるが、ハトは周年

繁殖しているため冬場も幼鳥が保護されている。

また、スズメは保護された個体がすべて幼鳥であったため、保護が5月～8月に集中している。

前年度と比較すると、4月の保護個体数が半数以下に減っている。これは、15年度末に国内で鳥インフルエンザウイルスに感染したカラスが確認され、弱った野鳥への県民の危機意識が高まっていた為、16年の3月と4月の保護個体数が増加していたものと考えられる。

## 3 保護地域

133件の保護事例について保護地域を図3に示す。

保護地域は高松市・丸亀市・坂出市の市街地に集中している。前年度のように一目でわかるほど都市部はハト、山間部は猛禽と分かれておらず、猛禽類の半数は都市部近くの郊外から保護されている。参考に猛禽類のたまかな保護場所を表2に示す。

また、133件のうち91件(68.4%)は一般の方により直接持ち込まれたもので、42件(31.6%)は、一般の方から依頼を受け、県または市町の

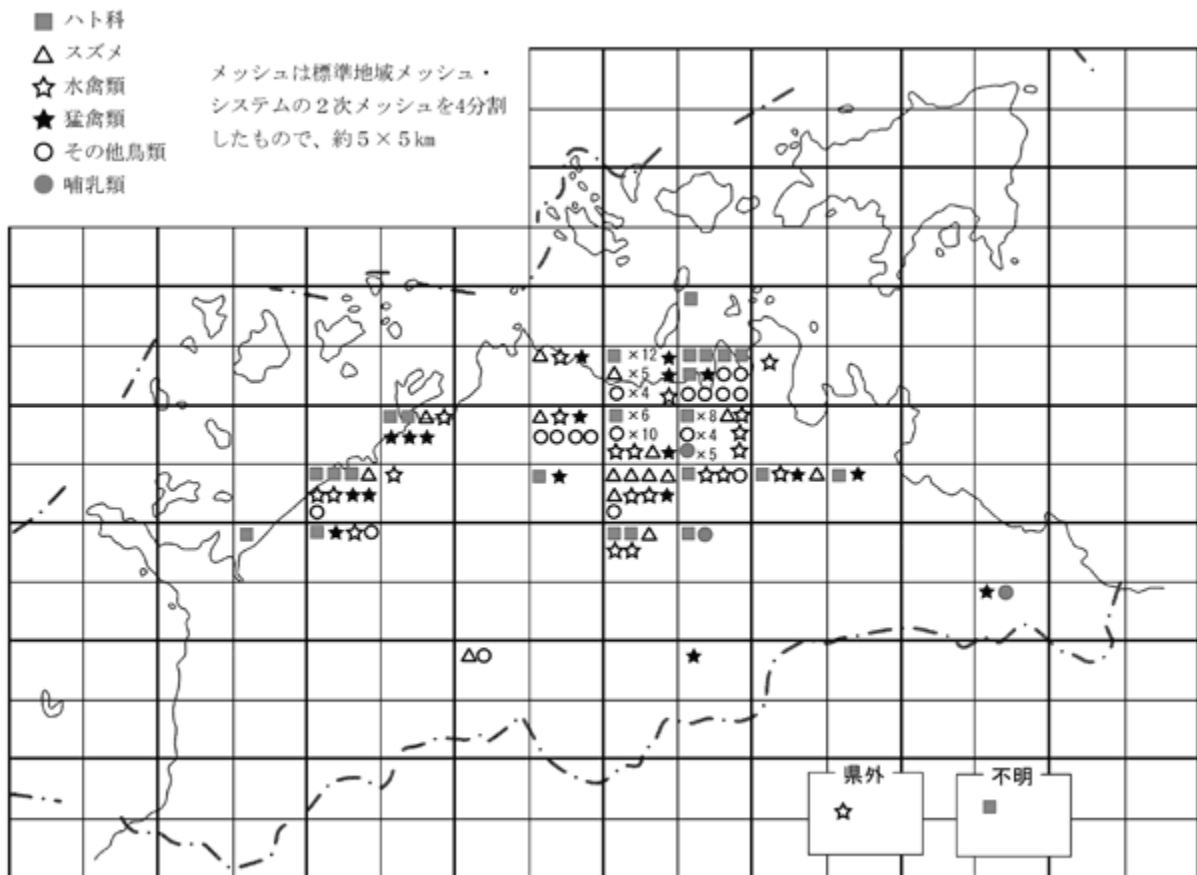


図3 保護地域

担当者によって持ち込まれたものである。

表2 猛禽類の保護場所

アオバズク	高松市仏生山町	ハヤブサ	木田郡三木町
トビ	高松市瀬戸内町	フクロウ	高松市屋島東町
トビ	高松市番町	フクロウ	高松市宮脇町
トビ	綾歌郡宇多津町	フクロウ	丸亀市一番丁
トビ	綾歌郡綾川町	フクロウ	坂出市築港町
トビ	丸亀市郡家町	フクロウ	善通寺市与北町
トビ	高松市神在川窪町	フクロウ	高松市塩江町
ハイタカ	坂出市新浜町	ミサゴ	東かがわ市西山
ハイタカ	高松市檀紙町	ミサゴ	さぬき市大川町

4 保護個体の保護原因、転帰等

保護個体の保護原因について図4に示す。

個体が保護された直接の原因としては、27種類が挙げられる(救護者が事故などの現場を見ていない場合は、持ち込まれた個体の症状から判断した)。

保護原因は転落・衝突が一番多く33個体、次いで交通事故が22個体、巣からの転落によるものが12個体となっている。



図4 保護原因の詳細

図4では、保護された直接原因のみを挙げているためほぼ1個体につき1つの原因になっているが、実際に保護されて来る個体はいろいろな症状・原因が重複している。

交通事故の場合、その1/4に頭部や脊髄の損傷による痙攣や麻痺などの神経症状が見られた。そして個体のほとんどが開放骨折しており、出血・内出血の量が多く、衰弱・昏睡していた。他にも、呼吸困難な状態であったり内臓を打ち吐血や血便をしたりしていた。交通事故に限らず何らかの原因で外傷を負った場合、その後、脱水を起こす、体力を消耗し低体温になる、内臓の働きが弱まり食滞、下痢を起こす、餌をとれず消瘦する、などの症状が出ていた。さらにそこをカラスや猫、犬、仲間(ドバトの場合)に襲われたり、数日経ち弱った個体内で寄生虫が一気に増加したり、動けないまま大雨にうたれたり、というように災難が重なることがある。

症状・原因の重複の一例としてハクビシンの幼獣の場合では、側溝に落ち低体温になり、身動きが取れないところを大雨に降られ、さらにカラスに目や鼻を啄ばまれ骨折し、ひどい外傷を負っていた。

保護個体の転帰について図5に示す。

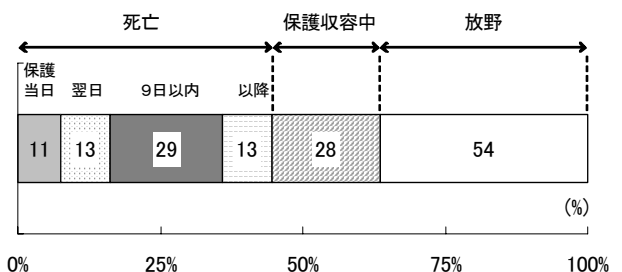


図5 保護個体の転帰

平成18年1月末までに保護した148個体のうち、同日までに54個体(36.5%)が放野され、66個体(44.6%)が死亡したが、その内24個体(16.2%)は保護翌日までに死亡した。28個体(18.9%)は引き続き保護収容中である。

なお、平成15・16年度に受け付け、同年度中に放野できず平成17年度まで持ち越し収容していた15個体については、15個体中3個体が放野され、6個体が死亡、6個体が収容中である。

よって平成17年度1月末現在、平成15年8月以降に保護した個体の総数は394個体で、うち149個体(38.0%)が放野され、211個体(53.0%)が死亡、64個体が収容中である。

4%)は死亡, 34個体(8.6%)が引き続き収容中である。

## 5 放野された個体の詳細

16年度に放野された個体の詳細は表3のとおりである(カッコ内は, 含まれる幼鳥の数)。

放野された54個体の内43個体(79.6%)が幼鳥であった。

表3 放野された個体の詳細

種別	放野数	種別	放野数
ツバメ	13(12)	アオサギ	1(0)
スズメ	13(13)	カモメ	1(0)
ドバト	10(7)	セグロセキレイ	1(1)
キジバト	5(4)	ヒバリ	1(1)
トビ	2(0)	フクロウ	1(1)
ヒヨドリ	3(3)	ハイタカ	1(0)
ムクドリ	2(1)		

## IV 考察

15年度に受け付けた期間は8月～翌3月の8ヶ月間, 16年度は1年間, 17年度は4月～翌1月の10ヶ月間なので単純に比較はできないが, 15～17年度の変移を表4に示す。

表4 15～17年度の変移

	全体数	放野数	死亡数	収容数
15年度 (8～3月)	84個体	7個体 (8.3%)	50個体 (59.5%)	27個体 (32.1%)
↓	↓	↓	↓	↓
16年度 (4～3月)	162個体	70個体 (43.2%)	79個体 (48.8%)	13個体 (8.0%)
↓	↓	↓	↓	↓
17年度 (4～1月)	148個体	54個体 (36.5%)	66個体 (44.6%)	28個体 (18.9%)

前年度と比較して大きな動きがあったのは, カラスの保護個体数である。16年度は13個体(全体の8.0%)であったのが, 17年度には3個体(全体の2.0%)へと減少した。これも15年度末に国内で鳥インフルエンザウイルスに感染したカラスが確認された影響が16年度にまで及び, 16年度におけるカラスの保護個体数が増えていたためと考えられる。

また, 17年度は, 奇形の保護個体数が多かった。15年度の2個体(全体の2.4%), 16年度の2個体

(全体の1.2%)から, 17年度の13個体(全体の8.8%)へと増加したが, 18年度は例年通りの様子なので, 偶然だったと思われる。

保護されてくる個体の状態であるが, 148個体中1個体が起立不能, 67個体が飛翔不能, 74個体が起立・飛翔不能で, 139個体(全体の93.9%)が自由に移動できない状態であった。また, 脱臼・骨折しているものは57個体(全体の38.5%)で, うち, 23個体は開放骨折で, 予後が悪く, 放野が難しい個体であった。

## V まとめ

平成17年度の傷病鳥獣保護事業の実施状況について, 種類や数, 転帰等のとりまとめを行った。4月～翌1月末までの10ヶ月間で, 133件32種148個体を保護し, 同日までに54個体が放野され, 66個体が死亡, 残り28個体を引き続き保護収容中である。

なお, 同業務は平成18年6月から香川県東部林業事務所に移り, 引き続き行われている。

## 謝辞

千葉県行徳野鳥観察舎の方々には, 電話での問い合わせに対し, いつも丁寧にご指導いただきました。感謝いたします。